

昭和43年10月23日制定（空航第387号）

平成15年12月22日一部変更（国空航第930号、国空保第397号）

平成18年 1月27日一部変更（国空航第787号、国空保第436号）

航空障害灯及び昼間障害標識の設置免除の事務処理基準

航空法第51条第1項ただし書の規定により航空障害灯を設置しないことを許可し、又は航空法施行規則（以下「規則」という。）第132条の2第1項の規定により昼間障害標識を設置しないことを承認する事務処理基準は、次のとおりとする。

1. 許可又は承認基準

航空障害灯及び昼間障害標識の設置免除基準は次のとおりとする。ただし、（1）、（2）及び（6）の基準に適合する物件であって、低空飛行を行う可能性のある海岸、湖及び河川の付近に設置される場合等で許可又は承認することが適当でないと認められるものにあっては、この限りでない。

（1） 地上高60m以上100m未満の物件で次のいずれかに該当するもの（架空線を除く。）

- イ. 当該物件から2kmの範囲内に当該物件の海拔高よりも高い山がある場合
- ロ. 当該物件から500mの範囲内に当該物件の海拔高よりも高い他の障害物件があり、その障害物件に航空障害灯が設置されている場合（航空障害灯に限る。）
- ハ. 当該物件から200mの範囲内に当該物件の海拔高よりも高い他の障害物件があり、その障害物件に昼間障害標識が設置されている場合（昼間障害標識に限る。）
- ニ. 当該物件から500mの範囲内に当該物件の海拔高よりも高い他の障害物件があり、その障害物件に高光度航空障害灯又は中光度白色航空障害灯が設置されている場合（昼間障害標識に限る。）

（2） 地上高100m以上150m以下の物件で次のいずれかに該当するもの（架空線を除く。）

- イ. 当該物件から1kmの範囲内に当該物件の海拔高よりも高い山がある場合
- ロ. 当該物件から200mの範囲内に当該物件の海拔高よりも高い他の障害物件があり、その障害物件に航空障害灯が設置されている場合（航空障害灯に限る。）
- ハ. 当該物件から200mの範囲内に当該物件の海拔高よりも高い他の障害物件があり、その障害物件に高光度航空障害灯又は中光度白色航空障害灯が設置されている場合（昼間障害標識に限る。）

（3） 構造上又は技術的に航空障害灯又は昼間障害標識の設置が困難な物件であって、他の何等かの方法によってこれに代わる措置がとられておりその効果が認められるもの（架空線を除く。）

（4） 高炉、フレヤースタック、蒸留塔等で地上付近及び各階に常時作業灯が点灯され、航空障害灯に代わる効果が認められる物件（航空障害灯に限る。）

（5） 当該物件の周囲を取り囲む当該物件の海拔高よりも高い複数の物件（規則第127条第1項第10号に該当する物件に限る。）があり、その複数の物件の隣り合う航空障害灯（中光度赤色航空障害灯又は規則第127条第1項第1号ニ（二）aに規定する低光度航空障害灯に限る。）が150m以下の間隔で設置されている場合

- (6) 広範な地域にわたる送電線鉄塔群内の地上高150m以下の送電線鉄塔で、航空障害灯及び昼間障害標識（高光度航空障害灯及び中光度白色航空障害灯を含む。）が設置される鉄塔間に直線的に設置され、一連の送電線鉄塔群の連續性が確保されるため、航空機の航行の安全を害するおそれがないと認められるもの
- (7) 架空線であって、その設置状況から航空機の航行の安全を害するおそれがないものとして航空局管制保安部長が別に定めるもの（航空障害灯に限る。）

2. 許可又は承認の条件

申請のあった日において第1項の基準に適合する物件であって、近接する障害物件の除去、飛行場の制限表面の変更等により将来同項の基準に適合しなくなることが予想される場合等は、期間又は条件を附して免除することができる。

3. 申請書及び添付図面

許可又は承認の申請に必要な申請書の記載事項及び添付図面は、次のとおりとする。

- (1) 記載事項
 - イ. 物件の設置者
 - ロ. 物件の種類及び色（架空線である場合は色を除く。）
 - ハ. 設置場所等
 - ア. 架空線以外の物件にあっては町名、地番、緯度及び経度
 - ブ. 架空線にあっては県名、固有照会番号、架空線の両端を支持する物件（以下「鉄塔等」という。）の緯度及び経度
 - ニ. 地表からの高さ及び海拔高
 - ホ. 鉄塔等の地表からの高さ、海拔高及び航空障害灯又は昼間障害標識の設置の有無並びに径間の長さ（架空線に限る。）
 - ヘ. 設置期日
 - ト. 仮設物にあっては除去予定期日
 - チ. 航空障害灯及び昼間障害標識を設置しない理由
- (2) 添付図面（航空局管制保安部長が別に定めるものを除く。）
 - イ. 障害物件を記入した地図（5万分の1）
 - ロ. 物件の構造図
 - ハ. その他の参考資料

附則（平成15年12月22日）

- 1. この基準は平成15年12月25日から適用する。